

オーナー表彰制度に関して (2018年9月から開始)

オーナー表彰制度の詳細は下記をご確認ください。

また、お申し込みにあたっては、当社の個人情報の取扱いに関する事項をご確認の上、ご申請くださるよう、お願いします。

メルセデス・ベンツオフィシャルサイトトップページ⇒プライバシーポリシー：<http://www.mercedes-benz.co.jp/>からアクセス

1. オーナー表彰制度(以下、表彰制度といいます)の主催は、メルセデス・ベンツ日本株式会社(以下、当社といいます)です。
2. 本表彰制度の申請資格は、以下のとおりです。
 - 自動車検査証の登録年月日から同一車両に継続して 10 年/20 年/30 年所有いただいている自動車検査証上の所有者もしくは使用者
 - 走行距離が 10 万km/20 万km/30 万km/50 万km/100 万km に到達した車両を所有いただいている自動車検査証上の所有者もしくは使用者
 - 直近の車検を正規販売店でお受けいただいた方（直近の点検は含まれません。）

ただし、以下については、申請いただくことができません。

- 法令に違反しているか、または当社が認めていない改造、架装、変更が加えられている車両
- 商用車
- メルセデス・ベンツ正規販売店、指定サービス工場、自動車販売業者または整備業者が販売目的で所有している車両
- 重複申請、遡り申請は認められません。（下記の参考例）

	申請可	申請不可
例 1) 走行距離 40 万 km の車両	30 万 km 表彰	10 万 km/20 万 km
例 2) 保有期間 21 年の車両	20 年 表彰	10 年

3. 本表彰制度に関するお問い合わせについては、ご申請されたメルセデス・ベンツ正規販売店、もしくは指定サービス工場まで、お願いします。
4. 本表彰制度に申請いただく際は、オーナー表彰制度申請用紙、自動車検査証のコピーが必要となります。尚、所有者・使用者が異なる場合は、申請者以外の情報は伏せてお送りください。また該当車両の確認もさせていただきますので、整備手帳をお持ちの上、メルセデス・ベンツ正規販売店もしくは指定サービス工場までご来場ください。
5. お客様記入欄に虚偽の記入がある場合は、申請は無効とさせていただきます。
6. 記念品については、ご利用のメルセデス・ベンツ正規販売店もしくは指定サービス工場からお渡しいたします。なお、記念品のお渡し時期は申請書受領後 2～3 か月後を予定しております。
7. 記念品の第三者への譲渡、換金などは一切できません。
8. 記念品の仕様及びデザインは、一部変更となる場合がございます。
9. 記念品は、車種によっては取り付けられない場合があります。
10. 記念品を車両に取り付ける場合、取り付け方によっては車両にキズ等がつく場合があります。
11. 記念品を車両に取り付けた場合、定期的に装着状況をご確認ください。緩み等によって記念品が外れる場合があります。
12. 記念品におけるキズ、破損、及び腐食等によるお取替えはできません。